

官報

號外

明治三十二年三月四日 土曜日

印刷局

第十三回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十九號

明治三十二年三月三日(金曜日)午前十時十一分開議

議事日程 第三十九號 明治三十二年三月三日

午前十時開議

- | | | |
|------|--|-----------|
| 第一 | 動產銀行法案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第二 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一讀會 |
| 第三 | 國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第四 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一讀會 |
| 第五 | 外國人ノ抵當權ニ關スル法律案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第六 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一讀會 |
| 第七 | 葉煙草專賣法違反事件ニ關スル法律案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第八 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | 第一讀會 |
| 第九 | 領事官ノ職務ニ關スル法律案(政府提出案) | 第一讀會 |
| 第十 | 華族令中改正ニ關シ貴族院令第八條ニ依リ
御諮詢ノ件 | 全院委員會(前會) |
| 第十一 | 國費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案(子爵長岡
護美君外
二名) | 會議(前會) |
| 第十二 | 廣島縣下系崎港ヲ輸出入港ト指定スルノ建議案
(男爵尾崎三良
君外二名發議) | 會議 |
| 第十三 | 官立農事試驗場ノ支場ヲ廢シ府縣立農事試驗場
ノ國庫補助費ヲ增加スルノ建議案(周布公平君
外一名發議) | 會議 |
| 第十四 | 區裁判所設置ノ請願 | 會議 |
| 第十五 | 不正肥料販賣取締法制定ノ請願 | 會議 |
| 第十六 | 金粉金箔製造賣買取締法制定ノ請願 | 會議 |
| 第十七 | 衆議院議員選舉法改正ノ請願 | 會議 |
| 第十八 | 營業稅法改正ノ請願 | 會議 |
| 第十九 | 鹽田特別地價修正ノ請願 | 會議 |
| 第二十 | 船舶司檢支所設置ノ請願 | 會議 |
| 第二十一 | 蠶種檢査法追加ノ請願 | 會議 |
| 第二十二 | 日清貿易機關銀行設立ニ關スル請願 | 會議 |
| 第二十三 | 清國債金ノ一部ヲ教育費ニ充ルノ請願 | 會議 |

- | | | |
|------|---------------|----|
| 第二十四 | 電信局開設ノ請願 | 會議 |
| 第二十五 | 村境界變更ニ關スル請願 | 會議 |
| 第二十六 | 郡役所ヲ廢スルノ請願 | 會議 |
| 第二十七 | 小學校教育費國庫補助ノ請願 | 會議 |

○議長(公曾近衛篤磨君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(小原書記官朗讀)

昨二日本院ニ於テ可決シタル國籍法案兩院協議會成案ハ即日衆議院ニ送付

シタリ

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ議案ハ即日內閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ

奉請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知シタリ

政府提出

關稅法案

登錄稅法中改正法律案

同日本院ニ於テ修正議決シタル政府提出噸稅法案衆議院提出關稅定率法附

屬輸入稅表中改正法律案ハ即日衆議院ニ回付シタリ

同日政府提出遺失物法案ヲ受領シタリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領シタリ

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案

外國人ノ抵當權ニ關スル法律案

葉煙草專賣法違反事件ニ關スル法律案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル國籍法案兩院協議會成案ヲ可決シ奏上セ

ル旨ノ通牒ヲ受領シタリ

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル政府提出取引所法中改正法律案ヲ可決シ

奏上セル旨ノ通牒ヲ受領シタリ

委員長及副委員長左ノ適當選セラレタリ

水難救護法案特別委員會

委員長 伯爵吉井 幸藏君 副委員長 子爵內藤 政共君

家祿賞典祿處分法施行法案特別委員會

委員長 子爵谷 干城君 副委員長 子爵堀田 正養君

○議長(公曾近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス、動產銀行法案、政

府提出、衆議院送付、第一讀會

(小原書記官朗讀)

動產銀行法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

明治三十二年二月二十八日

貴族院議長公曾近衛篤磨殿

衆議院議長片岡健吉

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ玆ニ載録ス)

日本興業銀行法案

第一章 總則

- 第一條 日本興業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク
- 第二條 日本興業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ增加スルコトヲ得
- 第三條 日本興業銀行ノ株式ノ金額ハ百圓トス
- 第四條 日本興業銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 重役

- 第五條 日本興業銀行ニ總裁一人理事四人以上監査役三人以上ヲ置ク
- 第六條 總裁ハ日本興業銀行ヲ代表ス
- 第七條 總裁ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス
- 第七條 總裁ハ理事中ヨリ政府之ヲ命ス
- 理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シタル二倍ノ候補者中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス
- 監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年トス
- 第八條 總裁及理事ハ何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス

第三章 營業

- 第九條 日本興業銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス
- 第一 國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル貸付
- 第二 國債證券、地方債證券、社債券ノ應募又ハ引受
- 第三 預リ金及保護預リ
- 第四 地方債證券、社債券及株券ニ關スル信託ノ業務
- 第十條 日本興業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券、地方債證券及社債券ノ買入ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 日本興業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス
- 第四章 債券
- 第十二條 日本興業銀行ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券地方債證券及社債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス
- 第十三條 日本興業銀行ニ於テ債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十四條 日本興業銀行ノ債券ノ利子ハ毎年二回以上之ヲ支拂ヒ其ノ元金ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以内ニ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ
- 第十五條 日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ第十二條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後三箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行

券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第十六條 日本興業銀行ハ債券ヲ外國ニ發行スル場合ニ限リ内外市場ノ狀況ニ依リ政府其ノ必要ヲ認ムルトキハ債券ノ元金及利子ニ對シ支拂ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第十七條 日本興業銀行ハ前條ノ保證ニ依リ得タル資金ヲ以テ引受又ハ應募シタル國債證券、地方債證券若ハ社債券及貸付ノ擔保トシテ得タル國債證券、地方債證券若ハ社債券ヲ悉皆政府ニ預ケ入ルヘシ

第十八條 日本興業銀行ニ於テ債券元金ノ支拂ヲ怠リタルトキハ政府ハ前條ニ依リ預リタル有價證券ヲ賣却シ利子ノ支拂ヲ怠リタルトキハ前條ニ依リ預リタル有價證券ヨリ生スル利益ヲ差押ヘ直ニ支拂ニ充テ若不足アルトキハ日本興業銀行ノ資産ニ付優先權ヲ有ス

前項優先權ノ順位ハ公課ノ次トス

第五章 準備金

第十九條 日本興業銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且ツ利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章 政府ノ監督

- 第二十條 政府ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス
- 第二十一條 日本興業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十二條 日本興業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十三條 日本興業銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十四條 主務大臣ハ日本興業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若クハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ
- 第二十五條 日本興業銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ
- 第二十六條 主務大臣ハ特ニ日本興業銀行監理官ヲ置キ日本興業銀行ノ業務ヲ監視セシム
- 第二十七條 日本興業銀行監理官ハ何時ニテモ日本興業銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得
- 日本興業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第七章 罰則

- 第二十八條 日本興業銀行ニ於テ左ノ事犯アリタルトキハ總裁及理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ事犯ニ關セサルモノハ此ノ限ニアラス
- 一 本法ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ
- 二 第十一條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ
- 三 第十二條第十五條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ
- 第二十九條 日本興業銀行ノ總裁及理事第八條ノ規定ヲ犯シタルトキハ二

十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
第三十條 日本興業銀行ノ發行スル債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタル者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

附則

第三十一條 政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十三條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ日本興業銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス
第三十四條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ

（政府委員松尾臣善君演壇ニ登ル）

○政府委員（松尾臣善君） 唯今議題ニナリマシタ動產銀行法案は衆議院ニ提出致シマシタ所ガ衆議院ニ於キマシテ大分修正ニナリマシテゴザイマス、此動產銀行ノ政府カラ提出致シマシタ理由ハ段々金融上ノコトニ附キマシテハツレド、専門ノ銀行ヲ置キマシテ金融ヲ與ヘマセヌケレバ商業銀行ニ於テ此動產銀行ノ仕事ノヤウナコトヲ致シマスレバ自ラ金融ガ滯滞致シマシテ商業上ノ金融ニモ差支ヲ起シマス、又一方ニハ此動產抵當ノ金融ノ如キコトニハ矢張十分ノ資本ヲ融通セシムル道ガ整ヒマセヌカラシテ雙方共ニ金融上ノ滯滞ヲ來タシマスガ故ニ此分業ヲセシメタ方ガ宜カラウト云フ考デ之ヲ提出致シマシタ譯デゴザイマス、然ラマスルニ衆議院デハ大ニ之ニ修正ヲ加ヘラレテ即チ第十六條十七條十八條ト云フモノヲ新ニ加ヘラレマシテゴザイマス、此十六條ニハ債券ノ元金利息ニ對シテ支拂ノ保證ヲ政府デスルト云フコトニ新ニ條ガ這入リマシテゴザイマス、此條ニ附キマシテハ國家ノ負擔ヲ増シマスルノミナラズ遂ニハ經濟上ノ大イナル波瀾ヲ起スコトニナリマセウト存ジマスルガ故ニ絕對的政府ハ之ニ同意スルコトガ出來マセヌ譯デゴザイマス、其コトヲ一應理由ヲ申上ゲテ置キタウゴザイマス、元來外國ヨリ資本ノ入リマシタルハ此安イ利息ノ資本ヲ本國ノ事業ニ注入致シマシテ事業ノ進歩ヲ助ケマスルハ至極宜シイコトデゴザイマスルケレドモ其外國ヨリ入リマスル資本ノ入リ方ニ依リマスル、ソレデ此外國ノ安イ資本ヲ持テ居ル者ガ其資本ヲ入レルニ附イテ其事業ヲ自ラ選ンデサウシテ其信ズル所ニ依ッテ投資致シマスルノデゴザイマスカラ萬一其事業ガ見込ノ通ニ出來上リマセヌデゴザイマシテモ即チ其損失ハ其資本主ノ損失ニナリマシテ敢テ國家ノ損失ト云フ譯ニハ至リマセヌ、又資本ヲ入レマスルニハ其資本主ガ自ラ其事業ヲ選ムト云フコトハ是ハ當然ノコトデゴザイマス、ソレデサウ云フヤウナ順序ニ依ッテ外國ノ資本ガ入ッテ來マスルコトハ誠ニ宜シイコト、考ヘマスルガ衆議院ノ修正ノ通ニ一會社ニ債券ヲ發行致シマスル其借金證文ニ政府ガ辨償ノ保證ニ立ツト云フヤウナコトハ實ハ餘程弊害ノアルコト、存ジマスル、是等ノコトハ實ハ外國ニ於テモ未ダ曾テ聞イタコトハゴザイマセヌ、ソレデ或

ル説ニハ是ニハ擔保ガ取ツテアルカラ國家ガ之ニ保證シテモ國家ガ損失スルト云フコトハナイデハナイカト云フヤウナコトガゴザイマスルケレドモ其擔保ナルモノハ何物ゾト見マスレバ國債證書地方債證書社債券ト云フヤウナモノデゴザイマス、ソレデ此經濟上ノ景況ニ依リマシテハ先ヅ暫ク國債證書ハ別トシマシテモ社債券地方債券ト云フヤウナモノハ外國デ賣ッテ政府ガ保證ニ立ッテ居リマスル其責任ヲ盡サウトシマシテモ之ヲ賣ルコトガ出來ナイト云フコトハ往々ゴザイマシテ即チ此兩三年前……目下ノ處デモ明ナコトデゴザイマシテ、社債券若クハ地方債券ヲ市場ニ持出シテ之ヲ以テ金ニ換ヘヤウト存ジマシテモ殆ド買手ガナイノデゴザイマス、サウ云フヤウナ擔保品ニ附イテハ有様デゴザイマスルニ、政府ガ動產銀行ノ債券ノ元利ノ辨償保證ニ立チマシテ、其約束通ニ國家ガ之ヲ履行シテイカヌナラヌト云ヒマスルト、其時ノ財源ハ何レヨリ出マスルカ、國債デ見マスレバ始ニ於テ其財源ト云フモノハ議會ノ協賛ヲ仰イデ用意ヲ致シマスルカラシテ、年々幾ラヅ、拂フト云フコトガチヤント極ッテ居リマス、故ニ其財源ハ始ヨリ年々幾ラヅ、イルト云フコトハ議會ノ協賛ヲ經テ政府ハ用意ヲ致シテ居リマスカラ、其拂方ニ於テハ差支ハ生ジマセヌガ、此動產銀行ノ債券ノ如キモノハ銀行ガ拂ハナシタトキニ政府ガ拂フト云フノデゴザイマスルカラ、何時サウ云フコトガ出テ來ルカ分リヤシナイ、サウシマスルト云フト其拂ハニヤナラヌト云フ約束ガ已ニ外國ノ資本主ト結ンデアル、然ルニ其財源ハト申シマスレバ其財源ハドコニモナイ、又其時ニ議會ノ協賛ヲ求メレバ宜イデヤナイカト云フ説ガゴザイマセウガ是レ又以テ稅ヲ課ストカ何トカセニヤナラヌ、然ルニサウ突然ニ課稅ヲスルト云フコトモ亦出來ルモノデゴザイマセズ、若シ強テ致シマスレバ經濟上ニハ即チ大イナル影響ヲ來スト云フ結果ヲ見マセウト存ジマス、故ニ擔保品ガアルカラ政府ガ是ノ保證ニ立ッテモ確カデアルト云フコトハドウモ誠ニ紙ノ上ノ議論デアッテ、事實ノ上ニ於テハ何ノ役ニモ立タヌト存ジマス、サウシマシテ一會社ノ債券ノ保證ニ立ツガタメニ國家ニ於テハ非常ナ負擔ヲ増スコトデゴザイマス、御承知ノ通ニ隨分目下公債ヲ募ラヌナラヌ高モ多イノデゴザイマス、何レ時機ヲ以テマシテハ幾分ノ公債ヲ外國デ募ルト云フヤウナコトニモナラヌトモ云ヘマセヌデゴザイマス、其上ヘ持ッテ來マシテ尙ホ外國ニ對シテ一ノ私立會社ノ債券ヲ募集スルニ附イテ政府ガ之ガ辨償保證ニ立ツト云フコトニナリマスルト彼是國家ノ外國ヨリテ負ヒマスル負債ノ高ト云フモノハ餘程巨額ニ上リマセウト存ジマス、元來外國ニ仕拂ヒマスル金ハ御承知ノ通ニ金貨デ持出サヌケレバナリマセヌ、其金貨ト云フモノハ畢竟ドコカラ參リマスルカ、外國デ債ヲ起シマスルナラバ之ガ用意ト云フモノハ十分ニ致シテ置カヌケレバナリマセヌト存ジマス、此我邦ノ近年ノ有様ヲ見マスルト輸入超過デゴザイマシテ唯サヘ金ガ輸出致シマスノデゴザイマス、幸ニシテ借金ト云フモノガゴザイマシタカラ此近年ノ輸入超過ニ對シテ輸出致シマスル金貨ハ借金ヲ以テ支辨スルコトガ出來マシタガ、最早此借金ト申シマスルモノモ已ニ支拂盡シマスルトキニナッテ居リマスル、今後輸出ノ上ニ於キマシテ若シ輸入超過等ガアリマスレバ、何ノ金貨ヲ以テ之ヲ決算スルカト申シマスレバ日本銀行ノ兌換券ノ準備金ヲ以テ出ルヨリ外ニ金ハゴザイマセヌノデ、ソレデ貿易上ノ輸出超過ニナッテ外國カラ金ガ

這入ッテ來ルト云フコトハツレハ年ニ依ッテモ致シマセウ、又出來ナケレバナラヌトハ存ジマスルガ、是ハ併ナガラ貿易上ノ狀況ニ依ッテ何トモ分リマセヌカラ此コトヲ引當テニシテ外國ニ支拂ヲ保證スル豫算ヲシテ置クト云フコトハ出來マスモイト存ジマス、サウシマスルト現ニ日本ニ金ノ這入ッテ來ル確ナモノト申シマスレバ海關ノ稅ヨリ外ニハナイノデゴザイマス、海關ノ稅ト申シマスモ僅ニ一千二百萬圓餘リ、先ヅ一千五百萬圓マデモ這入ラウト云フ豫算デゴザイマスルケレドモ、是レ以テ未ダサウ云フ鉅額ノ高ヲ事實上收入シタコトハナイノデゴザイマス、其一千四百五十萬圓ノモノヲ以テ外國ニ支拂フスル正貨ノ本ニ充テルト見マスルト實ニ心細イヤウナコトデゴザイマス、デ若シ外國デ公債ヲ募リ尙ホ此會社ノ債券ノ保證ニ立ッテ之ヲ政府ニ引受ケテ支出ヲ致スト云フヤウナコトニナリマスルト連モ之ヲ支辨スル正貨ノ本ト云フモノハ他ニハゴザイマセヌカラ、遂ニハ日本銀行ノ兌換券ノ準備金貨ニ手ヲ著ケヌケレバナラヌト云フ有様ニナルノハ是ハ勢免ルベカラザルコト、存ジマス、サウシマスルト其結果ハ兌換券ノ兌換ヲ止メテ不換紙幣ニナルト云フ恐ガゴザイマス、若シ一朝不換紙幣ノ事實ヲ顯シマシタトキニハ又經濟上ニ及シマスル影響ト申シマスルモノガ非常困難デアラウト存ジマス、即チ明治十四五年頃ニ不換紙幣デ以テ我邦ノ經濟社會ガ紊レマシテ、終ニ何ノ事業モ衰頹フスル、新ニ起ル事業ハ止ッテ仕舞フト云フヤウナ悲境ニ陥リマシタコトガゴザイマス、再ビサウ云フ時機ヲ惹起サヌトハ云ハレマセヌ譯デアリマス、ツレデ彼是右等ノコトヲ考ヘマスルト今度衆議院ニ於テ加ヘラレマシタ、此第十六條ト申シマスルモノハ我邦ノ財政上經濟上ニハ非常困難ヲ與ヘル結果ヲ來シヘヌカト云フ眞ガゴザイマスルカラ衆議院ノ修正案ニハ政府ハ絕對ニ不同意ヲ唱ヘルモノデアリマスルガ故ニ本院ニ於キマシテモ御審議ノ上、此條ハ否決セラレントヲ希ヒマス次第デゴザイマス

○子爵山利公正君 本員ハ大體ニ於テ一言申述ベタウゴザイマス、大體贊成ノ意ヲ申述ベタイト存ジマス

○議長(公館近衛篤磨君) ツレハ委員會報告ガアツタ後ニ願ヒタイモノデゴザイマス

○子爵山利公正君 サウデゴザイマス

○金子堅太郎君 私ハ政府委員ニ伺ヒマスガ段々經濟社會ヲ攪亂スル攪亂スルト言ハレマシタガ、跡ノ御說明ヲ伺ヘバ左程攪亂スルコトニ思レマセヌ、伺ヒマスガ政府ノ保證ハ誠ニ危險デアアルカラ自然ニ任セテ置クガ宜イト云フガ五箇年ニ限ッテ五朱ノ補給利子デ今日ノ有様ヲ拂込金ハ五倍ヲ限ッテ社債ヲ募ッタ所デ之ニ應ゼラル、積、募リ得ル御見込デアリマス、政府ノ御見込ヲ伺ヒタイ

(政府委員松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 唯今ノ御尋デゴザイマスルガ五朱ノ保證ヲ與ヘマシテ此銀行ヲ成立タシムル積デゴザイマス、ツレカラ又社債券モ漸次募リマスル積デゴザイマス

○金子堅太郎君 其株券ニ對シテハ五朱ノ補給五箇年トシテ債券ニハ補給モナクシテ募レル見込ガアル御考デアリマス、モウ一應確メテ置キマス

○政府委員(松尾臣善君) 債券ニハ政府ハ補助致シマセヌ

○金子堅太郎君 致サヌナリデ募レル見込デアリマス

○政府委員(松尾臣善君) 左様デゴザイマス

○金子堅太郎君 モウ一ツ伺ヒマスガ、然ラバ勸業銀行ノ現況ニ照シテ二百五十萬ト私ハ思ヒマスガ二度募ッタガ非常ナ説諭、誘導、依頼ニ依ッテ募ッタ末、應ゼヌノデ政府ハ償金ノ中カラ出シテヤッテ、辛ウジテ勸業銀行ハ昨年社債發行ダケハ致シタ、其他大阪ノ市債ナリ新潟ノ縣債ナリ其他東京ノ各會社デ社債ヲ募ッテモ日本デハ誰モ應ジ手ガナイ、勸業銀行ニ五朱ノ補給シテサヘ應ジ手ガナイ、九州ヤ山陽鐵道デ社債ヲ募ッテモ募レヌ、斯ウ云フコトガ事實目ノ前ニ續キアルニ拘ハラズ今度ハ募レルト云フナラ其見込ヲ精シク伺ヒタイ

○政府委員(松尾臣善君) 唯今御尋ノ勸業銀行ノ債券ガ募レナカッタ或ハ大阪其他地方ノ債券ガ募レナカッタト云フノハ是ハ此三年即チ目下マデノ所ノ情況デ仰セラレタノデ經濟社會モ御承知ノ通最早戰後經營ノタメ一變動ヲ來シマシテ金融ハ逼迫シ金利ハ上リ從ッテ債券ヲ募リマシテモ之ニ應ズル者モ少ク極經濟社會ノ悲況ナル所ヲ指シテ御尋ニナルノデスケレドモ最早本年モ少ナリマシテハ御承知ノ通段々金利モ下ッテ參リ尙ホ此上ニモ各銀行デ金融ヲ致シマスル途モ緩ミ、從ッテ金利モ段々下ッテ參リ融通モ附イテ參リ自ラ資本主ノ資本ヲ投ジマスルノハ確實ナル債券トカ又ハ株券トカ云フモノニ回ッテ來ル譯デアリマス、ツレデ此二三年前昨年マデノ所ハ經濟上ノ極通境ニ陥ッテ居ル所ヲ指シテ此ヤウナコトデハ債券ガ募レヌデハナイカト云フ御心配カト考ヘマスガ、本邦ノ經濟社會モイツマデモ此兩三年ノ如キ有様デアレバ何事モ出來マセヌデ甚ダ困リマスルガ御承知ノ通段々今日ハ金融上ノコトモ引直リツ、ゴザイマスルカ政府ノ見込ハ此儘デ債券ヲ募ルコトガ出來得ル時期ガ來ルト云フ見込デゴザイマス

○金子堅太郎君 モウ一ツ伺ヒマスガ「勸業銀行」トシテ政府ガ御出シナッタノヲ衆議院デ「日本興業銀行」ト直シマシタガ、是ハ政府ガ御同意ナサルノデアリマス

○政府委員(松尾臣善君) 名前ノ所ハドチラデモ宜シウゴザイマス、營業上其他ノ組織ニ於キマシテ政府ガ提出致シマシタ組織ニナレバ政府ハ満足致シマス

○男爵毛利五郎君 政府委員ニ御尋シタウゴザイマスガ、此十三條ハ衆議院デ削除シテアリマスガ是ハアツタ方ガ宜イヤウデアリマスガ、政府ノ御考ハドウデスカ

○政府委員(松尾臣善君) 甚ダ失禮デゴザイマスガ、初メノ所ガ……

○男爵毛利五郎君 第十三條ハ削除シテアリマスガアツタ方ガ宜イヤウデアリマスガ如何デゴザイマス、ツレカラ第十七條第十八條ハ朱書ノ通ガ宜イト云フ御考ヘデアリマス、如何デアリマス

○政府委員(松尾臣善君) 御答致シマスガ、第十三條ノ債券ノ券面ヲ原案デハ五十圓以上ト致シマシタノデ是等モ衆議院デハ削除ニナリマシタケレドモ成ルベクハ五十圓トナッテ居リマスル方ガ都合ガ宜イト存ジマス、是ハ尙ホ本院ノ御議決ニ依リマシテハ又政府モ考ヘマスデゴザイマス、ツレカラ其次ノ條ハ……

○男爵毛利五郎君 第十七條第十八條

○政府委員(松尾臣善君) 第十七條第十八條第十六條ノコトヲ申上ゲマシ
タラ從テツレニ連帶シテゴザイマスル條デゴザイマスカラ十六條ヲ削除セ
ラレマスレバ第十七條第十八條ハツレニ伴ツテ來ルモノデ、是レ以テ十六條
ト同ジク政府ハ同意ヲ表スルコトノ出來ヌ條ナノデゴザイマス
○子爵唐橋在正君 國事犯罪者家祿賞典祿處分法案ニ附キマシテ委員會ヲ開
キタウゴザイマスガ退席致シテ宜シウゴザイマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス、他ニ御質問ガナケレバ委員ノ
選定ニ移リマス

○子爵小笠原壽長君 此特別委員ノ選舉ハ議長ニ御委託ヲ致シマス
○子爵由利公正君 贊成
○議長(公爵近衛篤磨君) 議長御委託ニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛篤磨君) 國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案、政府提出、衆議
院送付、第一讀會

〔小原書記官朗讀〕
國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十二年三月二日

貴族院議長公爵近衛篤磨殿
衆議院議長片岡健吉

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕
國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案
日本ノ國籍ヲ失ヒタル家族カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル權利
ヲ有スル場合ニ於テ一年內ニ之ヲ日本人ニ讓渡ササルトキハ其權利ハ國庫
ニ歸屬ス

〔政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル〕
○政府委員(梅謙次郎君) 此法律案ハ御覽ノ通極テ簡單ナル法律案デアリマ
スルガ、併シ是ガアリマセヌト云フト大變ニ困ル場合ガ起リマスルノデ餘儀
ナク提出致シマスル案デアリマス、民法ノ第九百九十九條第二項ノ規定ニ依
リマスレバ國籍喪失者ガ戸主デアリマスル場合ニハ既ニ規定ガアツテ其規定
ニ依ツテ處分致シマスルカラ差支ヘマセヌケレドモ、國籍喪失者ガ家族デア
リマスル場合ニ附キマスル民法中ニ之ヲ規定スルコトガ出來ナカッタノデ
アリマス、而シテ他ニ何等ノ規定モゴザイマセヌト云フト國籍喪失者ガ日本
人デナケレバ持テナイ權利ヲ持ツテ居タトキニツレバ如何ニ致スカト云フト
トハ分リマセヌ、或ハ當然權利ヲ失フト致シマシテハ徒ニ其者ノ權利ヲ奪
フト云フ結果ニナリマシテ不穩當デアリ、ツレデ斯ノ如キ法律案ヲ提出致シ
タ譯デアリマスル、ドウカ速ニ御決定ニナルコトヲ希望致シマス
○子爵黒田和志君 此權利ハ被相続人ニハ移リマセヌノデゴザイマス、質
問致シマス
○政府委員(梅謙次郎君) 戸主ガ國籍ヲ失ヒマスル場合ニハ相續ガ開始致
シマスルカラ相續人ニ移ルコトニ一定ノ條件ヲ以テナツテ居リマス、ケレ

ドモ家族ガ國籍ヲ失ヒマシテモ爲ニ相續ハ開始致シマセヌノデゴザイマス
ラ相續人ト云フモノハナイノデゴザイマス
○子爵黒田和志君 遺產相續人ニハ移リマセヌノデゴザイマス
○政府委員(梅謙次郎君) 家族ガ國籍ヲ失ヒマシテモ別ニ遺產相續ト云フ
コトハナイノデ遺產相續ハ死亡ノ場合ニノミ限リマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御質問ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵錦織教久君 此委員ハ議長ニ御委託致シタウゴザイマス
○子爵小笠原壽長君 贊成
○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ議長ニ於テ選定シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛篤磨君) 外國人ノ抵當權ニ關スル法律案、政府提出、衆議
院送付、第一讀會

〔小原書記官朗讀〕
外國人ノ抵當權ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十二年三月二日

貴族院議長公爵近衛篤磨殿
衆議院議長片岡健吉

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕
外國人ノ抵當權ニ關スル法律案
土地ノ抵當權者ナル外國人カ増價競賣ヲ請求スルニハ若シ競賣ニ於テ第三
取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當不動産ヲ賣却スルコ
ト能ハサルトキハ提供金額ニ十分ノ一ヲ加ヘタルモノト競落價額トノ差額
ヲ負擔スヘキ旨ヲ附言スルコトヲ要ス
〔政府委員梅謙次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(梅謙次郎君) 此法案モ先刻ノ法案ト稍、類似致シマスル法案
デアリマシテ御承知ノ通外國人ハ一般ニ土地ノ所有權ヲ有スルコトガ出來マ
セヌノデ、併ナガラ新條約ノ結果ト致シマシテ條約國ノ臣民ハ抵當權ハ持テ
ルコトニ相成リマスル、處デ民法ノ條除ト申スモノガアリマシテ抵當財產ガ
第三者ノ所有ニ移リマスル、云フト其者カラ相當ノ代價ヲ提供シテ抵當權ノ
消滅ヲ請求スルコトガ出來マスル、其場合ニ債權者ガ其提供シタル代價ヲ不
當ト認メマスレバ更ニ競賣ヲ請求スルコトガ出來マスルガ、此場合ニ債權者
唯ニ競賣ヲ請求スルヤウデアツテハ條除ト申ス制度ガ詰リ有名無實ト爲
リマスルニ依ツテ確カニ高ク賣レルト云フ詰リ保證シナケレバナラヌ、競
賣ニハ費用ノ掛カルコトデアリマスルカラ提供シタル代價ヨリモ一割以上高
ク賣レルト云フコトヲ申サネバナラヌ、若シ賣レナカッタトキニハ自分ガ其
不動産ヲ引受ケルト斯ウ云フコトヲ言ハナケレバナラヌト云フト民法デ
定ツテ居ルデアリマス、處ガ外國人ガ抵當權者デアル場合ニハ其土地ヲ自分
ノ所有ニスルコト云フコトガ出來マセヌカラ高ク賣レナカッタナラバ自分
地ヲ引受ケヤウト云フコトハ申サレマセヌ、ツコデ此法律案デ以テ其場合ニ
ハ詰リ實際賣レマシタ價ト、ツレカラ提供シタル代價ニ一割ヲ加ヘタル額ト

ノ差額タケハ抵當權者ガ負擔スル、ソレタケハ損失ヲ負擔スルト云フコトヲ
約束致シマシテ、ソレカラ競賣ヲスルト云フコトニ致シマセト此條除ノ制
ガ外國人ニ附イテハ行レ兼ネマスルノデ、ソレデ本案ヲ提出致シマシタ譯デ
ゴザイマス、ドウカ前案同様ニ御取調ニナリマシテ速ニ御決定アラシコトヲ
希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別段御發議ガナクハ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵高野宗順君 本案ノ特別委員ハ前ノ法案ト同一委員ニ付託サレシコト
ヲ……

○伯爵大原重朝君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 前ノ議案ト同一委員ニ付託スルト云フ動議ニ御異
議ガナクハ其通ニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 葉煙草專賣法違反事件ニ關スル法律案、政府提出、
衆議院送付、第一讀會

(小原書記官朗讀)

葉煙草專賣法違反事件ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十二年三月二日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

葉煙草專賣法違反事件ニ關スル法律案

間接國稅犯則者處分法第一條乃至第十九條ノ規定ハ葉煙草專賣法違反事件
ニ準用ス

間接國稅犯則者處分法中間稅官吏ニ屬スル職務ハ葉煙草專賣事務ニ從事ス
ル官吏收稅官吏稅關官吏及警察官吏之ヲ行ヒ間稅署長間稅分署長ニ屬スル
職務ハ違犯事件發覺地ヲ管轄スル葉煙草專賣所長之ヲ行フ

(政府委員仁尾惟茂君演壇ニ登ル)

○政府委員(仁尾惟茂君) 本案ハ先キニ御協賛ヲ經マシタル所ノ葉煙草專賣
法改正案ニ伴ヒマシテ同法違反者ニ對シマスル法案デゴザイマス、且ツ其關
係ヲ同ウシマスル所ノ稅則違反處分法則中間稅稅犯則處分法ヲ準用スルト
云フニ過ギナイ法案デゴザイマス、成ルベク速ニ御協賛ヲ願ヒマス

○議長(侯爵近衛篤磨君) 御發議ガナクハ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵伏原宣足君 此特別委員ハ議長ニ於テ御選定アラシコトヲ……

○子爵堤功長君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ議長ニ於テ選定致シマス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 領事官ノ職務ニ關スル法律案、政府提出、第一讀
會ノ續、特別委員長報告

(子爵長岡護美君演壇ニ登ル)

○子爵長岡護美君 此案ハ本員等委員ノ選ニ當リマシテ特別ニ調査致シタノ
デアリマス、委員會ハ一回開キマシテ直チニ可決致シマシタデ今日御報告ヲ
致ス譯デアリマス、總體是マデ清國竝ニ朝鮮領事裁判規則ト云フモノニ依
テ外務省デ取扱ヒ來ッテ居ッタノデアリマスガ段々コノ暹羅アタリガ今度駐
紮ノ公使モ置カレテ領事ノ駐紮ノ裁判權限等ハ全ク慣例ニ依ルヤウナモノデ
別ニ相互ノ條約モ定ッテ居ラヌノデアリマス、是マデノ規則デハ何分實際上
不都合デアリマスカラ今度此規則ヲ定メラレテ又此條約改正ノ實施ノ期ニ
ナッテハ他ノ外國ノマダ治外法權ヲ保タヌ所ノ國柄ニ於テモ又其條約上カラ
昔日ノ成立ガ違フテ居ル所モアリマスデ旁々今度此領事館ダケ此省令ニ重キ
ヲ置イテサウシテ實際ノ領事ノ職務上ノ活動ノ便利ヲ得セシムルト云フタメ
ノ案デアリマス、逐條審議ヲ致シテ見マスト是ハ誠ニ外交上必要ナ案デアリ
マスカラ委員會ハ一人モ異議ナシニ可決シタ次第デアリマス、到底是本員
ノ考デハ假令法律ガ完美ノモノニシテモ是等ノコトハ全ク人ヲ得ルト得ザル
トニ在ルコトデアルト考ヘマスデ斯ウ云フ領事ノ權限等ハ其處々ノ情實モア
リマセウシ又慣例等モアリマセウカラ成ルベクタケ省令デ其權限ヲ縮メ又廣
メル等ノコトハ是ハ外交官ニ十分任セタ處ガ宜カラウト云フ私共ハ考デアリ
マス、精細ノコトハ……逐條ノコトニ附イテ御尋ニナレバ本員モ御答辯致シ
マセウガ委員中ニモ宮本君ノ如キハ維新前カラ外務ノ事ニハ從事シテ居ラ
レマスシ又實際ノ景況等ハ内閣員モ出テ居ラレマスカラ答辯ガアリマセウカ
ラ大體御報告申上ゲテ置キマス、願ハクハ讀會ヲ省略シテ直チニ可決上奏ア
ラシコトヲ希望致シマス

○谷森眞男君 チョット委員長ニ御尋致シマス、此第三條ノ領事官其他本法ニ

「領事官其ノ他本法ニ依リテ職務ヲ行フ者」ト云フ「其ノ他」ト云フノハ何ヲ指
シデアリマスカ貿易事務官等ヲ指スノデアリマスカ

○子爵長岡護美君 サウデゴザイマス丁度浦鹽斯德ノヤウナ所ハ貿易官デ
ヤッテ居ルノデゴザイマシテ軍港デアリマスカラ領事ノ普通ノ他ノ場所トハ
一樣ニ參ラヌヤウデアリマス

○谷森眞男君 モウ一度……第十八條ニ「領事官ノ取扱フヘキ事項ハ領事官
ニアラサル者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得」ト云フコトガアリマス此領
事官ニアラサル者ヲシテ之ヲ取扱ハシム「ト云フ」ヲ御尋申シマス

○子爵長岡護美君 是モ矢張同様ナ譯デアリマシテ浦鹽斯德ニ在ルノデアリ
マス、矢張貿易事務官ノヤウナヲ云フノデアリマス、名譽領事ハ此中ニ這
入ラヌノデアリマス

○谷森眞男君 此法律ハ施行期限ガ示シデアリマセヌガ發布ノ時ヨリ施行ニ
ナルノデアリマス、其邊ハ如何デアリマスカ

○子爵長岡護美君 是ハ命令ヲ以テ定ムルト云フコトニナツテ居リマス、別ニ委員會デ質問モアリマセヌカラ、主任者ニ御尋下サイ

○谷森眞男君 命令ヲ以テ定ムルト云フコトデアリマセヌノデアリマス

○子爵長岡護美君 命令ニ任スルト云フコトデ本員等別ニ質問モ致シマセヌデシタ

○宮本小一君 唯今谷森君ノ御問デアリマスガ是ハ少々委員會デモ承ツテ見マシタ、之ヲ日ヲ極メテナイノハ實ハ事情ノアリマスコトデ、ト云フノハ民法何カガ制定サレマシテ又七月一日以後ハ改正條約實施ニナルノデ外務省ノ方モ……

○子爵長岡護美君 宮本君ニチヨット……言落シマシタカラ修正ノ處ヲチヨット申述ベテ置キマス少シ御待チ下サイ

○宮本小一君 ハイ

○子爵長岡護美君 私ハチヨット失念致シテアリマスガ十五條ニ委員會デハ「領事官ノ允許」ト云フノ「許可」ト致シマシタ「允許」ト云フノハ餘リ重イ字デアルヤウデアリマスカラ「許可」ト直シタノデアリマス又「勅令」ト云フノ「命令」トシテ……是ハ勅令ト云フニ限ツテ置クヨリモ矢張省令杯モ籠ツテ居ル方ガ宜カラウト云フノ「命令」ト致シマシタ「他ノ法律中領事官ハ領事官」ト云フ所ハ二十三年ニ法例ヲ發布後ハ最早領事ト云フ文字ヲ置ク必要モアリマセヌ、領事官ト云フコトニナツテ居リマスカラ此四字ヲ削除シタ譯デアリマス、是ダケ御報告申シマス

○宮本小一君 唯今申上ゲ掛ケマシタデスガ是ハ外務省ノ方デモ大分混雜致シマシテ、白耳義獨逸ノ領事等ニ訓令ヲスルニ書信ノ往復ガ中ニ手間ガ掛リマス、細カイコトニナレバ若モワレガ一箇條落チマスレバ又三箇月位ハ往復ニ掛ルニ附イテドウモ施行期限ヲハキト極メ兼ネル事情ガアル、敢テサウ限ツタ譯デモゴザイマスマイガ、ザットサウ云フヤウナコトヲ承リマシタ、ツレ故之ヲ施行期限ヲ極メルト餘程窮窟ニナルト云フノデ是ニ掲ゲテゴザイマセヌサウデゴザイマス

○周布公平君 特別委員ノ一人トシテ委員長ノ施行期限ノコトニ附イテ補ッテ置キタウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) チヨット周布君ニ申シマスガドウ云フノデアリマス

○周布公平君 施行期限ノコトデアリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 事柄ハサウデアリマセウガ、報告ノ不足ヲ補フノデアリマス

○周布公平君 私ハ特別委員ノ一人トシテ、私ガ此施行期限ノコトニ附イテ質問ヲ發シ又施行期限ノコトニ附イテ別ニ定メナイト云フ理由ガ今一ツ缺ケテ居ルカラ……

○議長(公爵近衛篤磨君) サウスルト谷森君ノ質疑ニ對スル御答デアリマス

○周布公平君 左様デゴザイマス、答ノ續キデゴザイマス、此領事官ノ職務ニ關スル法律ノ第四條ヲ御覽下サルヤウニ願ヒマス、此「外國ニ於ケル施行期日ヲ定メサル法律ニ付テハ命令ヲ以テ其ノ期日ヲ定ムルトヲ得」トアル、是ハ獨リ此法律ノミナラズドノ法律ニ致シマシテモ此內國ト同様に外國ニ於テハ日本人民ノ外國ニ於ケル施行期日ノ定メテナイ所ノ法律ハツレハ矢張第四條ニ依ツテ總テノ法律ノ施行期日ヲ定メルト云フコトニナルノデアリマス、丁度此法律モ別ニ施行期日ヲ定メマセヌニ依ツテ矢張此法律ハ第四條ニ依ツテ施行期日ハ命令ヲ以テ事實ヲ定ムルトコトニナルノデアリマス、是ダケノコトヲ附加ヘテ谷森君ニ答ヘテ置キマス

○宮本小一君 チヨットモウ一ツ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 宮本君ハ何デゴザイマス

○宮本小一君 モウ一度添ヘテ……

○議長(公爵近衛篤磨君) ツレハ答辯ノ續キデゴザイマス

○宮本小一君 答辯デハゴザイマセヌ

○議長(公爵近衛篤磨君) ツレナラバ何デス、意見デスカ

○宮本小一君 此委員會ノ中デ話ノアツタコトニ附イテチヨット述ベテ置キタウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) ツレハ質疑ノアツタコトノ外デスカ、報告ノ追加ト云フコトニ附イテハ大分ヤカマシイコトノアツタ前例ガアリマスルカラ成ルベクハ質疑デモ起リマシタナラバデアリマスガツレデアリマセヌケレバ報告ノ追加ハ御見合セニナツタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○宮本小一君 左様ナラバツレデハ……

○侯爵黑田長成君 讀會省略ニ贊成シマス

○子爵小笠原壽長君 贊成

○子爵山本實庸君 贊成

○子爵錦織敏久君 贊成

○周布公平君 贊成

○山田卓介君 贊成

○子爵山井兼文君 贊成

○子爵由利公正君 贊成

○男爵西五辻文仲君 贊成

○子爵青木信行君 贊成

○男爵金子有卿君 贊成

○磯邊包義君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ勸議ハ成立チマシタ、之ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公費近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、委員會ノ修正ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公費近衛篤磨君) 然ラバ可決ト認メマス、此際ニ御依託ニナリマシタ特別委員ノ氏名ヲ御報道致シマス

(太田書記官朗讀)

動産銀行法案特別委員

侯爵久我 通久君 子爵由利 公正君 三好 退藏君

金子 堅太郎君 渡邊 洪基君 男爵毛利 五郎君

富田 鐵之助君 高橋 新吉君 田中 源太郎君

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律案外一件特別委員

伯爵萬里小路通房君 子爵黑田 和志君 子爵舟橋 遂賢君

男爵尾崎 三良君 名村 泰藏君 村田 保君

男爵長 松 幹君 小原 重哉君 小野崎 通亮君

葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案特別委員

子爵松平 直哉君 子爵板倉 勝達君 子爵相良 賴紹君

子爵松平 康民君 男爵石田 英吉君 中村 元雄君

男爵眞田 幸世君 森山 茂君 中山 文樹君

○議長(公費近衛篤磨君) 華族令中改正ニ關シ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件、前會ノ續、是ハ前會カラ秘密會ノ續キニナリテ居リマスルカラ傍聽人ニ退席ヲ命ジマス、是ヨリ全院委員會ニ移リマスルカラ委員長ニ此席ヲ讓リマス

午前十一時五分全院委員會ニ移ル

午後二時五十二分開議

○議長(公費近衛篤磨君) 國費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案、子爵長岡護美君外二名發議、會議、前會ノ續

○子爵長岡護美君 此案ハ前會既ニ菊池大麓君ヨリ委員ニ付託スルト云フ發議ガ出テ居リマシテ、本員モ發議者ノ一人デアリマスガ、之ニ贊成致シマス文章モ少シ改正セネバナラヌコトガアリマス其他少シ調査ヲ加ヘマシテ其上議場ニ提出致シタ方ガ宜シカラウト思ヒマス、本員ハ發議者ナガラ此說ニ贊成デアリマス、本員ハ實ハ玉松君ヨリ續々述ベラレタコトニ附イテ補ヒタイ點モアリマスガ委員ニ付託ニナリマス以上ハ本日述ベマセヌ、ドウカ委員ニ付託ニナリマスコトヲ希望致シマス

○男爵玉松眞幸君 私も長岡護美君ノ御說ノ如ク委員ニ付託ニナルコトヲ希望致シマス

○男爵船越衛君 贊成

○渡邊洪基君 本案ハ餘程調査ヲ要スルト考ヘマスカラ矢張委員ヲ置カレル

コトニ贊成致シマス

○議長(公費近衛篤磨君) 特別委員ニ付スルト云フコトニ附イテ決ヲ採リマス、特別委員ニ付スルト云フコトニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公費近衛篤磨君) 過半数ト認メマス

○侯爵細川護成君 此委員ノ選定ハ議長ニ御任セ致シタウゴザイマス

(「贊成」ト呼フ者多シ)

○議長(公費近衛篤磨君) 御異議ガナクハ議長ニ於テ選定致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公費近衛篤磨君) 次ニ廣島縣系崎港ヲ特別輸出入港ト指定スルノ建議案、男爵尾崎三良君外二名發議、會議

(小原書記官朗讀)

廣島縣系崎港ヲ輸出入港ト指定スルノ建議案

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

明治三十二年二月二十四日

發議者 男爵尾崎 三良 渡邊 洪基

男爵船越 衛 高島 信茂

男爵眞田 健介

男爵久我 通久 外七十四名

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

廣島縣御調郡系崎港ハ内海ノ中央ニ位シ東ハ神戸港ヨリ西ハ馬關門司ニ至ル其間山陰山陽四國ノ物貨ヲ海外ニ輸出シ又ハ海外ヨリ需用ノ物品ヲ輸入スルニ適當ナルノ港灣ハ此系崎港ヲ措テ他ニ之ヲ見ルヘカラス而シテ此港ニ接近セル地方ノ物産ニハ所謂花菱アリ中國ノ一大物産トシ此外麥稈眞田鹹魚食鹽紡績絲繭寸等ノ海外輸出ニ適當スルモノ少ナカラス輸入ニハ就中朝鮮乾鰯米大豆油糟等アリ輸出入港ト指定セラル、以上ハ不日ニシテ必ズ屈指ノ貿易場タルコトヲ得ヘシ

(渡邊洪基君演壇ニ登ル)

○渡邊洪基君 本案ハ私が即チ提出者ノ一人トシテ短簡ニ理由ヲチヨット述べマスデゴザイマス、詰リ中國ニ於テ殆ド唯一ノ港ト申シテモ宜イ所デアリマシテ、既ニ輸出ガ二千萬餘圓モ一年ニアリマスシ、ソレカラ輸入ガ一千万圓モアルト云フ所デアリマシテ特別ノ輸出入港トシテ適當ナル場所ト考ヘマシタ故ニ提出致シマシタ、ドウゾ御贊成アラントコトヲ希望致シマス

○子爵谷千城君 質問デモ何デモナイガ、私ハ此案ニ附イテハ矢張委員付託ヲ希望スル者デアリマス、抑、輸出入港ト云フモノハ方々ニ出來、是ガ出來テ見レバ即チ税關モ置カニヤナラヌ、物ノイルコトニナル、果シテ此系崎港

ト云フモノハ輸出港ニ適スルモノナルヤ否ヤト云フコトハ一ノ問題アル、ト云フモノハ其近邊テ隨分大キナ尾ノ道ト云フヤウナ所モアリマスシ、ソレデ是等ノコトノ建議ハ餘程慎重ヲ要スル、容易ナコトト決セラレルモノデナイ、然ラバ是ハ矢張此委員ニ付託ニナツテサウシテ愈々貴族院トシテ建議シテ然ルベキコト、云フコトニナツタキニ御建議ニナルガ宜カラウ、ソレ故ニ私ハ願ハクハ前ノ建議ト同シク委員ヲ設ケテ付託ニナランコトヲ希望致シマス

○子爵岡部長職君 賛成

○三浦安君 賛成

○籠手田安定君 賛成

○議長(公爵近衛篤磨君) 谷子爵ノ委員付託ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ委員ニ付託致シマス

○子爵谷干城君 其委員ハ議長ヘ選定ヲ御委託致シマス

(「賛成」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 是亦御異議ガゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ其通ニ致シマス、次ニ官立農事試験場ノ支場ヲ廢シ府縣立農事試験場ノ國庫補助費ヲ増加スルノ建議案、周布公平君外一名發議會議

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ其通ニ致シマス、次ニ官立農事試験場ノ支場ヲ廢シ府縣立農事試験場ノ國庫補助費ヲ増加スルノ建議案、周布公平君外一名發議會議

(小原書記官朗讀)

官立農事試験場ノ支場ヲ廢シ府縣立農事試験場ノ國庫補助費ヲ増加スルノ建議案

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

明治三十二年二月二十八日

發議者

贊成者

外百三名

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

官立農事試験場ノ支場ヲ廢シ府縣立農事試験場ノ國庫補助費ヲ増加スルノ建議

官立農事試験場ハ東京ノ本場ヲ存置シ其支場ハ總テ之ヲ廢止シ之ニ因リテ生スヘキ費用ノ餘裕ヲ以テ府縣立農事試験場ノ國庫補助費ヲ増加スルハ農産ノ増殖改良ノ普及ヲ圖ル上ニ於テ最モ要務タルヘシト信ス故ニ政府ハ之ヲ計畫ヲ立テ明治三十二年度ヨリ其ノ計畫ニ依リテ豫算ヲ編成セラレンコトヲ冀望ス因テ茲ニ建議ス

(周布公平君演壇ニ登ル)

(九)

○周布公平君 本建議案ノ理由ヲ簡短ニ説明致シマス、其前ニ當リマシテ理由書中ニ二三ノ脱字又ハ誤字ガゴザイマス故ニ御更正ヲ願ヒマス、地方税トアリマス所ハ府縣稅又ハ地方稅ト願ヒマス、又公立試驗場トアリマス所ガ二箇所アリマスガ、是ハ府縣試驗場ト御直シヲ願ヒマス、農事試驗場ノコトニ附キマシテ政府ニ於キマシテ從來東京ニ本場ヲ置キマシテ各地ニ九箇所ノ支場ヲ置イテ而シテ此府縣ノ農事試驗場ノ方ハ國庫ノ補助ハ與ヘマセヌコトノ方針ヲ執ツテ居リマシタ、然ルニ此議會ニ於キマシテ府縣ノ試驗場ニ國庫ノ補助ヲ與フルト云フコトガ通過致シマシタデアリマス、今日ノ直轄ノ試驗場ノ有様ヲ見マスルニ一箇所ニ附キマシテ五十圓内外ノ費用ヲ掛ケテ居リマス、又府縣ノ府縣稅又ハ地方稅ヲ以テ設立致シテ居リマス所ノ試驗場ニ於キマシテモ五千圓多クハ八千圓位費シテ居ル所モゴザイマス、ソレ故ニ此府縣ノ試驗場ガ必シモ直轄ノ試驗場ニ劣ルト云フコトモ申サレヌデアリマス、ソレデ今回府縣ノ試驗場ニ國庫ノ補助ヲ一箇年ニ十五萬圓以内與ヘルト云フコトニ致シマシタ以上ハ此府縣ノ試驗場ノ方ヲ成ルベク其補助ヲ澤山ニ遣リマシテ而シテ一方ノ直轄ノ支場ト云フ方ハ是ヲ廢シテ、是ヲ廢スルト同時ニ東京ノ本場ハ益々之ヲ擴張致シテ行クガ宜シイ云フ考デ、東京ノ本場ニハ一万五千圓ノ金ヲ年々入レテ居ルサウデゴザイマス、一万五千圓位デハナカクマダ十分ノ直轄ノ試驗場ト申ス譯ニハ參リマセヌ、ソレ故ニ一方デハ支場ヲ廢シテ一方デハ本場ヲ擴張シ是ト同時ニ各地方府縣ノ試驗場ニ成ルベク補助ヲ餘計ニ與ヘマシテ之ヲ全府縣ニ行渡リマスルヤウニ設立ヲ致サセタイ、ソレデ唯今十九箇所各府縣ニアリマスルコトデアリマスルカラ此上其他ノ未ダ設立致シマセヌ處ノ府縣ニ之ヲ設立セシメタルコトハ追々ニ之ヲ努メテ參リマスレバサマデムヅカシイコトデアアルマイト思フノデ、ソレ故ニ此農商務省直轄ノ本場ヲ盛ニシテサウシテ各地方ハ其府縣ノ設立ノ分ヲ盛ニシテ其間ノ聯絡ヲ附ケマスルコトハ是ハ行政上能ク其間ノ連絡ヲ取リマシテ互ニ相通ジテ農事ノ改良ヲ圖リ此試驗場タル所ノ目的ヲ全國ニ普及セシメルト云フコトニ相成リタイト思ヒマス、ソレデ其方針ニ依ッテ政府ハ此三十二年度ニ於テ經畫ヲ致シテ三十三年度ヨリハ其方針ヲ執ツテ進ンデ改革ヲ致シテ貴ヒタイ、即チ是ハ行政ノ整理ノ内ノ一小部分デアラウト考ヘマス、何卒御贊成ヲ願ヒマス

○子爵岡部長職君 此建議案ノ精神ニ附キマシテハ發議者ノ御考モ至極御尤トハ存ジマスケレドモ併シ是ハ餘程考ヘネバナラヌコトダラウト思フ、就イテハ丁度政府委員モ出席デアリマスカラ政府ハドウ云フ御考ヲ持ッテ居ラルルカ御辯明ヲ請求致シマス

(政府委員藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 唯今周布君ヨリ御發議ガアリマシタル官立農事試験場ノ支場ヲ廢止致シマシテ府縣農事試験場ノ國庫補助費ヲ増加スルノ議ニ附キマシテハ段々御意見ヲ伺ヒマシテゴザンスガ、政府ノ見マスル所ニ於キマシテハ、此三十三年度ヨリ俄ニ其方針ヲ執ルト云フコトハ未ダ時機ノ到ラ

ヌモノト信シテ居リマス、御承知ノ通現今アリマス所ノモノハ東京ニ本場
ガゴザイマシテ尙ホ九箇所ノ支場ヲ五畿七道即チ奥州ハ日本海面ト東海面ト
大分氣候ヲ異ニシテ居リマスカラツレハ特ニ一箇所ヲ増シテ居リマスガ、大
體ニ於キマシテハ五畿七道ニ一支場ツツ置イテ居ルノデアリマス、試験場
本場ノ起リマシタノモ漸ク明治二十五年以來ノコトデゴザンシテ未ダ其後日
モ淺ウゴザンシテ十分ノ發達ヲ見ルコトモ出來マセヌガ致キテ其試驗ニ
從事致シテ居ルノデゴザイマス、東京ノ方ニ於キマシテハ段々ト日モ經ッテ
居リマスルノデ試験モ比較的進シテ居リマス、マタ其技術家モ脇ヨリ
ハ比較シテ適當ナモノヲ餘計ニ置キ得ラレルヤウニナッテ居リマス、然ルニ他
ノ支場ノ如キモ其創立日モ淺ウゴザイマシテ且ツ經費モ少ウゴザイマシテマ
ダ十分ノ發達ヲ見ルコトモ出來マセヌガ、併ナガラ唯今モ御話ガゴザイマシ
タガ、將來ニ於キマシテハ決シテ此十箇所ノ試験場ヲ政府ハ必ズ持耐ヘナケ
レバナラヌトハ存ジマセヌ、凡ソ各國ノ事情又ハ我邦ノ氣候トノ關係等ヲ見
マシテ調ベテ見マスルト云フ、或ハ將來ニ於キマシテハ三箇所ナリ四箇所
ノ試験場ヲ國家デ以テ致シマシテ高等ノ試験ヲ行フト云フコトハ必要デゴザ
ンセウト思ヒマス、幾ツモ澤山ニ置クト云フ必要アリマスマイカト思ヒマ
スルガ、農事試験ノ學術應用ノ事柄ト云フモノハ實ニ近今ノコトデゴザイマ
シテ府縣農事試験場ト云フモノハ成ル程今日ニ於キマシテハ十九箇所程モゴ
ザイマス、其中ノ七ツハツト云フモノハ殆ド支場ト區別ナイ所ノ經費且ツ適
當ナ技術家ヲ用ヒテ居リマスガ併ナガラ其通ノモノヲ今俄ニ全國ニ置カウト
云フコトハ到底其技術家ニ於テモ得ルコトガ出來マセヌノデ、ドウシテモ先
ヅ今日ノ所ニ於キマシテハ今數年ノ間少クモ創立以來十年餘ト云フモノハ
ドウシテモ政府デ立デマシタ所ノモノヲ實行致シマシテ後ニ今度兩議
院ヲ通過致シマシタ所ノ府縣國庫補助法ト云フモノガ出來マシテゴザンスカ
ラ之ニ依ッテ段々今在リマスル所ノ十九箇所ノ試験場ノ改良ヲ爲シ且ツ將來
増設スル等ノ時機ニ到リマシテ而シテ後ニ此支場ヲ廢止スル時機モアリ
マセウト思ヒマスガ既ニ府縣支場ニ補助ヲ致シマスル以上ハ力テ試験場ノ支
場ニ於テ試験スル所ノ卑近ノモノ即チ應用ヲ主トスル所ノモノハ悉ク成ルベ
ク之ヲ府縣ニ讓リマシテ中央ノ方ニ於キマシテハ成ルダケ高等ナル試験ヲ致
スコトヲ方針ト致シタイト思ヒマス、將來ニ至リマシテハ必ズ周布君ガ御希
望ノ通ニ相成リマセウト思ヒマスガマダ二十三年度ヨリ其方針ニ依ッテ豫算
ヲ立ッテ行クコトハ出來マセヌ、其コトヲコ、ニ申上ゲテ置キマス

○子爵岡部長職君 唯今政府ノ説明モアリマシテ是モ隨分考ヘネバナラヌト
考ヘマスカラ矢張此案モ委員ニ付託ヲシテ十分ニ調査セシムルガ鄭重デ宜カ
ラウト思ヒマスカラ委員付託説ヲ提出致シマス

○子爵谷千城君 贊成

○男爵玉松眞幸君 贊成

○男爵西五辻文伸君 贊成

〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕
○子爵堀田正養君 贊成致シマスガ尙ホモ委員ハ議長ニ於テ御選定アラシコ
トヲ希望シマス

〔「贊成」ト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 岡部子爵ノ委員ニ付託スルト云フ動議ニ御異議ハ
ゴザリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 次ニ堀田子爵ノ議長委託ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長（公爵近衛篤磨君） 然ラバ其通致シマス、區裁判所設置ノ請願、會議

○岡内重俊君 例ニ依ッテ一括シテ問題ニ供セラレンコトヲ望ミマス、其
中ニ議論ノアル廉ハ其廉ニ附イテ決ヲ採ラレテ議論ノナイ廉ダケハ一括ニシ
テ議決セラレンコトヲ希望致シマス、尙ホ此中ヨリ四箇條ノ削除ヲ要求致シ
マスルニ依ッテ其廉ヲ陳述致シマス、第十五第十七第二十三第二十七此四ツ
ノ削除ヲ要求致シマス、其理由ハ既ニ請願ノ目的トスル事柄ハ法案トナッテ
議決ヲ致サレ又既ニ政府ハ此衆議院議員選舉法ノ如キハ一定ノ方針ヲ定メテ
其決定ニ依ッテ法案ヲ提出ニナリマシテ、已ニ今委員ノ手ニ付シテ審査シ
ツ、アル場合デゴザイマス、斯ノ如キ場合ハ先ヅ請願ノ議決ハセヌト云フコ
トヲ前會ニ於テ議決例ヲ始メテ居ルノデゴザイマスカラ、ツレ等ノ例ニ依ッ
テハ削除ヲ要求致シマスガ至當ト存ジマスニ依ッテ削除ヲ要求致シマス

○伊澤修二君 本員ハチヨット請願委員長ニ承リタイコトガゴザイマス、第
二十第三第二十七ノ場合、是ハ既ニ清國債金ノ一部ヲ教育基金ニ充ツルコト
モ小學校ノ國庫補助ノ法案モ通過シタコトデアリマスルケレドモ此請願ノ主
意ハ矢張政府ニ達スルノガ必要デアルト思ヒマスカラ、矢張是ハ加ヘテ置カ
レテ政府ニ送付セラレル方ガ然ルベキコト、思ヒマスガ如何デゴザイマセウ

○岡内重俊君 詰リ此上ハ議場ノ御多數ガ請願トシテ政府ニ出スト云フコト
ニ御議決ニナレバモウツレデモ宜シウゴザイマスガ、併シ畢竟目的トスル法
案ハ既ニ政府ヨリ提出ニナッテ已ニ本院デ議決サレタル以上ハツレニ對シ
テ請願ヲ政府ヘ送達致シマシテモ其目的トスル法案ハ留守ニナッテ居ル、其
留守ヘ請願書ヲ出スト云フ必要ハナカラウト思ヒマスガ、併シ滿場諸君ガ免
ニ角政府ニ送ラウト云フ御意見ナラバ議院法其他デモ送ルコトニハ差支ナイ
別ニ禁ジテハゴザイマセヌカラ、此上ハ滿場諸君ノ御意見次第デ、唯教育費
ニアラザル問題ニ附イテ二三件斯ノ如キ場合ニハ政府ヘ送達ヲ要セヌト云フ
コトデ既ニ議決例ヲ生ジテ居リマス、ツレハ彼ノ郵便稅則醬油稅則ノ如キ其
外ニモゴザイマシタガ、已ニ議決例ヲ生ジテ居ル、其議決例ニ矛盾致シマス
カラ削除ヲ要求致シマシタガ、併シ出スガ宜イト云フコトナラ一向差支ハゴ
ザイマセヌ、唯本員ノ考ヲ一應申述ベテ置キマス

○伊澤修二君 本員ハ簡短ニ此席ヨリ意見ヲ述ベマス、醬油稅則トカ或ハ郵

便條例トカ云フモノハツレノ議決ニ附イテ反對ノ意見ガアツタモノデゴザ
イマスガ、此第二十三第二十七ト云フモノハ反對ノ考ノアルモノデハナイノ
デゴザイマス、即チ政府ガ同意セラレテ成立シタモノデゴザイマスカラ請願
者ノ主意ヲ政府ニ通ズルコト云フコトハ矢張議院ノ德義トシテハサレタ方ガ宜
シカラウト思フ、ドウゾ諸君ニ於カレマシテモ何卒政府ヘ送付スルト云フコ
トニハ御同意アラントコトヲ希望致シマス

○子爵小笠原壽長君 本員ハ是ハ唯今請願委員長カラ報告ノアリマシタ通達
ヲヌ方ガ宜カラウト思フ、何トナレバ最早ハ政府デ施行ニナツテ居ルノデ
ゴザイマス、ソレヲ又跡カラ送ルノハ頼ト私ハ役ニ立ツマイト思ヒマス、且
又今一ツ此請願中デ第二十六ト云フモノハ政府ヘ送りタクナイト思ヒマ
ス、此請願ヲ見マスル所ガ各縣ノ郡役所ヲ全廢シテシマヒタイト云フコトデ
ゴザイマス、是ハ随分不穩當ナモノト思ヒマスカラ斯ウ云フモノハ送りタウ
ナイ、ドウカ是ハ送ラヌコトニナルヤウニ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 斯ウ云フ採決ノ順序ニ致シマス、第十四ヨリ第十
六マデ先ヅ決ヲ採リマス、第十四カラ第十六マデ、此三ツハ……

○岡内重俊君 第十五デハゴザイマスマイカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 是ハ誤リマシタ、ソレナラ斯ウ云フコトニ致シマ
セウ、第十五ト第十七ト是ハ委員長カラ除クト云フコトデアリマシタカラ御
異議ガナクバ除クトニ致シマス

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○子爵島居忠文君 請願委員長ニ承リマスガ第十五ハ御省キニナルノデゴザ
イマスカ

○岡内重俊君 左様デゴザイマスル、此第十五ハ不正肥料販賣取締ト云フノ
デアリマシテ是モ政府ヨリ既ニ提出ニナリマシテ本院ニ於テ委員ノ手ニ於テ
唯今調査シツ、アリマスカラ、是モ最早請願書ヲ出シタ所ガ留守ヘ出スノデ
アツテ、目的物ハ既ニ満足ノ場合ニ至ツテ居リマスカラ削除ヲ要求致シマシ
タ、起立ノ序ニチヨット念ノタメニ申シテ置キマスガ第二十六ノ郡役所廢止
云々ノ請願ニ附イテ御論ノアルノハ是ハ御尤デゴザイマス、是ハ已ニ委員會
ニ於キマシテモ餘リ急激ナモノデアリカラ斯様ナモノハ決シテ出スベキモノ
デアアルマイト云フ論ガアリマシタノデアリマス、併シ採決ニ付スル場合ニ
至ツテ請願ノ規定ニ反シテ居ラス以上ハ先ヅ議場ニ報告ヲシテ院議ヲ以テ公
平ノ議決ヲ爲スガ宜カラウト云フコトニナツテ遂ニ日程ニ出ルコトニナリマ
シタガ、多少委員會デモ異論ノアツタコトデゴザイマス

○子爵島居忠文君 第十五ノ不正肥料販賣取締法制定ト云フコトハ是ハ唯今
委員ノ手ニ於テ是レガマダ調査モ終ラヌ譯デアツテ、果シテ此議場デ成立ツ
カドウカツレモ分ラヌモノデゴザイマス、依ツテ此請願ト云フモノハ矢張希
望ヲ政府ニ達スルタメニ差出シタ方ガ宜シカラウト思ヒマス

○男爵中川興長君 委員長ニチヨット伺ヒマスガ第十八ノ營業稅法改正ノ請

願ト云フモノハ能ク了解ハ致シマセヌガ、既ニ營業稅法ノ改正ハ極ツタト思
ヒマスガアレトハ違ヒマスカ

○岡内重俊君 是ハ違ヒマス、營業稅法ト云フモノハ實業界デ大ニ疑點ノア
ルコトデゴザイマスルガ、調査委員ヲ設ケテ調査シタイト云フ請願デアリマ
シテ、法案トナツテ居リマスルノハ或ル箇條ノ改正案ト思ヒマス、主意ノ異
タモノト思ヒマシタカラ先ヅ提出致シマシタ

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ先ヅ一ツ一ツイキマセウ、第十四ノ區裁
判所設置ノ請願、是ハ採擇スベキモノト決シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 次ハ不正肥料販賣取締法制定ノ請願、是ハ採擇ス
ベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數ト認メマス、次ハ第十六ヨリ第二十二マデ一
括シテ……

(「第十七ト云フモノガアリマス」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ唯今ノハ取消シマス、第十六ハ御異議ハ
ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 第十七ハ採擇スベカラズト決シテ御異議ハアリマ
セヌカ

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) ソレデハ第十八ヨリ第二十二マデ採擇スベシトシ
テ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 第二十三ハ大分雙方ニ説ガアリマシタガ之ヲ採擇
スベシトスル諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數ト認メマス、次ハ第二十四ヨリ第二十五マデ
御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ第二十六、之ヲ採擇スベシトスル諸君ノ起
立ヲ請ヒマス

起立者 ナシ

○議長(公爵近衛篤磨君) 起立者ガアリマセヌカラ是ハ採擇スベカラズト決
シマス、次ハ第二十七

○久保田讓君 小學校教育費國庫補助ノ案ハ衆議院カラ提出ニナリマシタ、
ソレカラ貴族院デモ可決ニナリマシタガ政府ハ貴族院又衆議院ノ議決ニ向
テ反對ヲシテ居ルノデアリマス、即チ兩院ハ通過シテモ政府ガ御裁可ヲ奉請

スルカドウダカ分リマセヌカラ是ハ採擇スベシト云フコトニ決シテ政府へ提出スルヤウニ致シタイト思ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 採擇スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數デアリマス、是ニテ本日ノ議事ハ終リマシタ、先刻來御委託ニナリマシタ所ノ特別委員ノ氏名ヲ御報道致シマス

(太田書記官長朗讀)

國費ヲ以テ國學院ヲ保護スルノ建議案特別委員

子爵長岡護美君 子爵平松時厚君 男爵玉松眞幸君

男爵紀俊秀君 久保田讓君 中島永元君

菊池大麓君 伊澤修二君 阪口平兵衛君

廣島縣下系崎港ヲ輸出入港ト指定スルノ建議案特別委員

伯爵坊城俊章君 子爵久世通章君 子爵大宮以季君

子爵大久保忠順君 男爵尾崎三良君 渡邊洪基君

男爵船越衛君 川崎祐名君 橋本吉兵衛君

官立農事試驗場ノ支場ヲ廢シ府縣立農事試驗場ノ國庫補助費ヲ増加スルノ建議案特別委員

侯爵松平康莊君 伯爵立花寛治君 子爵松平康民君

福原實君 周布公平君 男爵金子有卿君

石井省一郎君 澤簡德君 佐藤喜八郎君

○議長(公爵近衛篤磨君) 明日ノ日程ヲ御報道致シマス

(太田書記官長朗讀)

午前十時開議

第一 外國人又ハ外國法人ノ物權ノ登記ニ關スル法律案 第一讀會

(政府提出)

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第三 遺失物法案(政府提出)

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第五 明治二十三年法律第九十號中改正法律案(政府提出)

第六 明治二十三年法律第九十一號中改正法律案(政府提出)

第七 明治二十三年法律第十三號中改正法律案(政府提出)

第八 府縣制改正法律案(政府提出)

第九 郡制改正法律案(政府提出)

第十 明治三十年法律第十四號關稅定率法中改正法律案(衆議院提出)

第十一 議員ノ選舉及被選舉資格ニ關スル法律案(三浦安君外六名發議) 第一讀會ノ續(特別委員)

○議長(公爵近衛篤磨君) 今日ハ散會 午後三時二十四分散會

貴族院議事速記録正誤

頁 段 行 誤 正
六〇一 下 二七 居ラスコト 居ラヌナラヌ
コトハ